



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
5月31日
第312号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 1
- 告 示
 - ※滋賀県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱の一部改正 (農政課) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出 (障害福祉課) 2
 - 種畜証明書の交付の通報 (畜産課) 2
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 2
- 公 告
 - 特定病院の公告 (障害福祉課) 3
 - 応急入院指定病院の公告 (障害福祉課) 3
 - 特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告 (障害福祉課) 3
 - 争議行為の通知公告 (労働雇用政策課) 3
 - 基本測量実施公告 (監理課) 4
 - 公共測量終了公告 (監理課) 4
 - 委託の相手方の決定公告 (事業課) 4
 - 随意契約の相手方決定の公告 (人事課、事業課) 4
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部) 5
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) 5
 - 土地改良区定款変更認可公告 (湖東) 6
 - 土地改良区連合定款変更認可公告 (湖東) 6
- 病院事業庁規程
 - ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正 6
 - ※滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程の一部改正 7
- 雑 報
 - 令和4年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業 (カワウ個体数調整事業) 業務委託公告 8

規 則

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第37号

滋賀県事務委任規則の一部を改正する規則

滋賀県事務委任規則 (昭和55年滋賀県規則第10号) の一部を次のように改正する。

第16条第121号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第123号の3中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第160号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第161号中「第5項」を「第7項」に、「含む。」および「含む。」ならびに「に」に改め、「長期優良住宅建築

等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第165号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第204号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「および同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16条第160号、第161号、第165号および第204号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

告 示

滋賀県告示第230号

滋賀県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成7年滋賀県告示第38号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

第11条第1項を次のように改める。

借入希望者は、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)利用申込書兼借入申込書(別記様式第2号。以下「申込書」という。)および資金利用計画認定申請書(別記様式第3号)に、次に掲げる書類を添付して、融資機関に提出しなければならない。

- (1) 農業経営改善計画
- (2) 農業経営改善計画認定書の写し
- (3) 誓約書(別記様式第4号)
- (4) 法人にあつては、役職員名簿(別記様式第5号)
- (5) 飼養衛生管理基準(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準をいう。)に定められた家畜のうち、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥または七面鳥を飼養する事業を営む者にあつては、家畜保健衛生所長から交付を受けた飼養衛生管理基準遵守状況確認書

付 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

滋賀県告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
エスエスピー薬局	大津市唐崎二丁目11-3	薬局	令和4.6.30

滋賀県告示第232号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項の規定に基づく令和3年度定期種畜検査の結果、次のとおり種畜証明書を交付した旨、農林水産大臣から通報があった。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大 造

令和3年度種畜証明書

種畜証明書 番 号	名 前 (登録(登記)番号)	品 種	検査 成績	飼養者の住所・氏名	検査年月日
11241549402	安 俊 久 (全和黒14748)	黒毛和種	2級	東近江市葛巻町326 安田良治	令和4.3.29

滋賀県告示第233号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年5月31日から令和4年6月14日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
豊郷停車場線	犬上郡豊郷町大字八目字八目90番地先から 犬上郡豊郷町大字八目字千堂123番1地先まで	令和4.5.31 9時	L=82.1m

公 告

特定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項および第33条第4項に規定する精神科病院として、次の医療機関を認定した。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	認定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和4.6.1 } 令和7.5.31

応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和4.6.1 } 令和7.5.31

特例措置を採ることができる応急入院指定病院の公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる同条第1項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

医療機関の名称	開設者の名称	医療機関の所在地	指定期間
豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	令和4.6.1 } 令和7.5.31

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和4年5月23日付けで2022年度夏期(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和4年6月3日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

基本測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 2 作業の地域 彦根市全域、長浜市全域、近江八幡市全域、高島市全域、米原市全域、愛荘町全域、豊郷町全域、甲良町全域、多賀町全域
- 3 作業の期間 令和4年6月24日から令和5年3月31日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の終了日 令和4年2月28日

委託の相手方の決定公告

モーターボート競走に係る電話投票事務に関する契約の相手方を次のとおり決定したので、モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号)第2条第3項の規定により公告する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 2 契約の相手方の氏名および住所 一般財団法人BOATRACE振興会 東京都港区六本木五丁目16番7号
- 3 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 契約金額 電話投票売上額の2.75パーセント相当額に消費税および地方消費税の額を加えた額

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 給与等システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部人事課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3156
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴敬 岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 5 随意契約に係る契約金額 50,531,580円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定

による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年5月31日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 令和4年度びわこモーターボート競走場機械発売払戻システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本トーター株式会社 代表取締役社長 平田和稔 東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 79,724,682円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年5月31日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションえにし	草津市西大路町8番14号	合同会社縁起	草津市西大路町8番14号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	令和4.6.1	2510600915
サポートセンターまはる	守山市守山三丁目20番46号2階	合同会社TK	大津市本堅田四丁目18番18-103号	行動援護	令和4.6.1	2510700384

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安土町桑実寺土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和4年5月31日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 鋒 山 和 幸

1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	福本 耕次	近江八幡市安土町桑実寺354番地
"	福島 茂樹	同 所334番地
"	大嶋 敏彦	同 所317番地
"	福島 政男	同 所672番地

”	安田稔	同	所337番地
監事	中江勝次	同	所347番地
”	藤井金次郎	同	所308番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住	所
理事	福本耕次	近江八幡市安土町桑実寺354番地	
”	福島茂樹	同	所334番地
”	福島政男	同	所672番地
”	中江幸男	同	所666-3番地
”	安田稔	同	所337番地
監事	藤井金次郎	同	所308番地
”	中江正一	同	所234番地

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、芹川沿岸土地改良区の定款の変更は、令和4年5月24日に認可した。

令和4年5月31日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

土地改良区連合定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、彦根中部用土地改良区連合の定款の変更は、令和4年5月24日に認可した。

令和4年5月31日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第9号

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第93条中「病院事業庁および」を「病院事業庁長および」に改める。

第94条第10号中「必要事項」を「必要な事項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第8号および第9号を2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 電子入札(病院事業庁長等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。以下同じ。)を認める場合にあつては、その旨

(9) 総合評価一般競争入札(自治令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。)を行おうとする場合にあつては、その旨および落札者決定基準(同項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。)

第95条第4号中「その他」を「その他の」に改め、同条第6号中「、氏名、押印」を「および氏名ならびに押印(電子入札にあつては、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。))および当該電子署名に係る電子証明書(入札に参加する者または病院事業庁長が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。))」に改める。

第99条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録による予定価格の作成)

第99条の2 電子入札を認める一般競争入札において、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第6条第1項の規定に基づき電磁的記録により前条第1項の規定に基づく予定価格の作成を行おうとする者は、当該作成に係る情報を病院事業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに、

データの漏えい、滅失またはき損を防止するために必要な措置を講じて記録する方法により作成を行うものとする。この場合において、同項の規定の適用については、同項中「封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない」とあるのは、「作成しなければならない」とする。

第104条の次に次の1条を加える。

(電子入札)

第104条の2 電子入札を認める一般競争入札において、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して第103条第1項の規定に基づく入札または同条第2項の規定に基づく委任状の提出(以下「入札等」という。)を行おうとする者(以下「電子入札者等」という。)は、当該電子入札者等の使用に係る電子計算機であつて病院事業庁長が定める技術的基準に適合するものから、入札書に記載すべき事項または委任状に記載すべき事項についての情報を入力して、病院事業庁長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより入札等を行わなければならない。この場合において、同条第1項の規定の適用については、同項中「封書にして自己の氏名を表記し、これを指定の日時に、指定の場所に」とあるのは、「これを指定の日時まで」とする。

2 電子入札者等は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて病院事業庁長が定めるものと併せてこれを送信しなければならない。

第106条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 電子計算機によるくじで落札者を決定したときは、前項の規定は、適用しない。

第108条の見出し中「氏名」を「指名」に改め、同条第2項中「第94条各号(第2号を除く。)」を「病院事業庁長等は、次」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第94条各号(第2号および第9号を除く。)に掲げる事項

(2) 総合評価指名競争入札(自治令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。)を行おうとする場合にあっては、その旨および落札者決定基準

第110条中「第104条」を「第104条の2」に改める。

付 則

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第10号

滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第2条第2項第1号中「第2条第2号」を「第2条第3号」に、「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第3条を次のように改める。

(一般競争入札の公告)

第3条 病院事業庁長は、特定調達契約について、会計規程第93条の規定による公告(会計規程第105条の規定による公告を含む。以下この条において「公告」という。)をするときは、一般競争入札の入札期日(以下この条において「入札期日」という。)の前日から起算して少なくとも40日前に、県公報によりしなければならない。

2 特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札(当該最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも10日前に行う旨を規定しているものに限る。)についての前項の規定の適用については、同項中「40日」とあるのは、「10日」とする。

3 病院事業庁長は、第1項の規定にかかわらず、公告に係る一般競争入札が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては同項に規定する期間から5日、2以上に該当する場合にあっては当該期間から10日、全てに該当する場合にあっては当該期間から15日、それぞれ短縮することができる。

(1) 公告をインターネットの利用により行うものであること。

(2) 公告を行った日から、入札説明書等の全部についてインターネットを利用して交付するものであること。

(3) 入札の方法が電子入札(会計規程第104条の2に規定する方法による入札をいう。第5項第2号において同じ。)によるものであること。

4 病院事業庁長は、緊急の必要がある場合においては、前3項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を入札期日の前日から起算して少なくとも10日前とすることができる。

5 病院事業庁長は、商業上の物品もしくは役務(行政機関に係る目的以外の目的で、一般に商業市場において行政

機関以外の買手に販売され、または販売のために提供され、かつ、当該買手により通常購入される種類の物品または役務をいう。)に係る特定調達契約についての公告については、第1項から前項までの規定にかかわらず、第1項に規定する期間を、一般競争入札が第1号に該当する場合にあつては入札期日の前日から起算して少なくとも13日前と、次の各号の全てに該当する場合にあつては入札期日の前日から起算して少なくとも10日前とすることができる。

- (1) 公告をインターネットの利用により行い、かつ、公告と同時に入札説明書等の全部をインターネットの利用により公表すること。
- (2) 入札の方法が電子入札によるものであること。

第4条第1項を次のように改める。

前条の規定は、特例政令第7条第1項または特例政令第10条第6項の規定による公示について、準用する。

第4条第4項中「、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前(特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前)にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる」を「するものとし、当該通知をすべき期間については特定調達契約に係る一般競争入札の公告の例による」に改める。

第5条第1項第8号中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

付 則

この規程は、令和4年5月31日から施行する。

雑 報

令和4年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託公告

琵琶湖北部地域の生物多様性を保全・再生するため、竹生島およびその周辺部の琵琶湖北部地域において、エアライフルと散弾銃によるカワウの個体数調整を行うに当たり、委託先候補者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

令和4年5月31日

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 川崎達雄

- 1 事業の名称 令和4年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務委託
- 2 プロポーザルの方式 公募型プロポーザル方式
- 3 業務の委託者 竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会会長 川崎達雄
- 4 業務の内容 「令和4年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」によるものとし、次の(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

竹生島タブノキ林の保全・再生事業推進協議会事務局

- (1) 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室内) 電話 077-528-3489
- (2) 〒526-0033 長浜市平方町1152番2号(滋賀県湖北森林整備事務所内) 電話 0749-65-6616
- 5 委託期間 契約締結の日から令和4年10月31日まで
- 6 予定価格 7,000,000円(消費税および地方消費税(10%)を含む。)
- ※ ただし、カワウの生息状況や捕獲状況等により変更する場合がある。
- 7 参加資格 以下の条件全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に準ずる者に該当する者でないこと。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないことおよび長浜市の指名停止基準に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県内に事務所・支店・営業所等の拠点を設置している者であること。
- (4) 「令和4年度琵琶湖竹生島タブノキ林の保全・再生事業(カワウ個体数調整事業)業務説明書」に記載する業務を的確に遂行する能力を有すると認められる者であること。

※ 企画提案書等提出時にその能力を有する者であることが証明できる関係書類を提出すること。

- (5) 参加申込書を提出した者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ プロポーザルに参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

8 参加申込書および企画提案書について 参加を希望する者は、次により参加申込書および企画提案書を提出するものとする。

(1) 参加申込書

ア 提出期限 令和4年6月7日(火)17時必着

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。

ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書

ア 提出期限 令和4年6月15日(水)17時必着

イ 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)によること。

ウ 提出先 4に記載した(1)または(2)の場所

エ その他 様式は4に記載した(1)または(2)の場所で配布するほか、長浜市ホームページに掲載する。

9 説明会の開催 開催しない。

